

食品の営業規制の平準化に関する検討会 開催要領

令和元年 10 月 21 日
厚生労働省医薬・生活衛生局

1. 趣旨

平成 30 年 6 月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)の施行に伴い、営業許可を要する業種以外の食品等事業者を対象とした届出制度が新設されるとともに、都道府県等が条例で定める営業許可施設の基準についても、参酌基準が定められることとなった。また、営業許可を要する業種についても、食中毒や食品事故のリスク等を踏まえて、見直しが行われた。

営業許可・届出に係る事務は自治事務であり、制度の運用は都道府県等に委ねられるが、地方自治体ごとの解釈及び運用等の違いにより著しく不都合が生じている案件については、関係者の意見を調整し、その結果を踏まえて厚生労働省から技術的助言を行うこと等により、制度の平準化を図る必要がある。

以上のことから、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2. 検討事項

- (1) 営業規制(許可業種・届出不要業種の範囲、営業許可業種の施設基準の解釈、許可・届出における手続等)に係る都道府県等への技術的助言に関すること
- (2) その他営業規制に関すること

3. 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の構成員は、学識経験者、地方行政担当者、業種横断的な食品事業者団体等とする。
- (3) 検討会は必要に応じ、関係省庁の職員及び有識者の出席をその都度求めることができる。
- (4) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- (5) 座長が不在のときは、座長代理又はあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課において行う。
- (8) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。